

平成26年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	浅野薫夫
子育て支援センター 所長	森宏子
教育文化課長 兼総合会館長	加藤周志
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	小鹿耕平
主任	小池哲也

1. 議事日程（第3号）

平成26年12月16日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第72号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第3 第73号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第4 第74号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第5 第75号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第6 第76号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第77号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第8 第55号議案 専決処分の承認について
- 日程第9 第56号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第10 第57号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第11 第58号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

- 日程第12 第59号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
について
- 日程第13 第64号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第65号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第66号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） 日程第1、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、第4回の定例会の一般質問は、教育についてとICT活用についての2つについて質問させていただきます。

特別支援教育については、ここ2年ほどの間に格段の御配慮をいただき前進してきたことは十分理解しているところで、感謝いたしております。

平成26年第3回定例会一般質問で、教育、発達障害への対応についての中で、1. 笠松小学校内にある言語通級教室に加えて、情緒障害、LDへの増強について、2. 小学校の入学時の対応について、3. 中学校での発達障害への対応の現状について、4. 中学校入学時の対応についてなどの質問をさせていただき、前向きな御答弁をいただいたところであり、その答弁の実現のために町長さんを初め、教育委員会でも精力的に働きかけていただいていることも理解しているところです。その真摯な取り組みには大変感謝をいたしております。

その上で、今回、第4回定例会でも同じような質問を行うことにいたしましたことには、理由があります。第3回定例会以降に私のところにいただいたさまざまなお話や、実際に現場で体験したことや伺った話を考えたときに、保護者の方の不安が払拭されていないことが感じられたからであります。

発達障害グレーゾーンの子供たちへの支援についての中でお聞きしたいことは、まずは、今回、申請していただいている通級教室の増設が認められなかった場合は、どのような対応になるかということです。県での決定が来年1月以降になるともお聞きしました。当然、できることを前提で御尽力いただいているところではありますが、2月を目前に、できませんでしたという結果では、その後の準備の期間が非常にタイトになるのは明らかであります。3番目の質問にも当たるのですが、町単の加配指導員での対応も考慮されておられるのであれば、加配の基準はどのようになっているのでしょうか。全ての希望児童・生徒に加配指導員を置くのは困難な選択です。他の児童・生徒の迷惑になるような場合が優先になると、どうしても内に向か

っていく場合や、特別に情緒的に問題がないLDの児童・生徒などは置き去りにされているような気がしてなりません。それらを踏まえてどのような考え方や対応になるのかをお聞かせください。

進級・進学時の対応については、第3回定例会一般質問と重なる質問ではあります。そのときにも、町長さんにおいても、教育長さんにおいても、その必要性については異論のないところを御答弁いただいたと感じております。現在のところ、システムとして懇談会を行うような設定にはなっていません。しかし、保護者が望み、働きかければ、とても親切に対応していただけるのも事実ですが、保護者が自分から働きかけないと何も進まず、締め切り直前にイエスですか、ノーですかと聞かれて戸惑うばかりです。

確かに保護者の責任として、我が子のことはみずからの責任として行うのは当然ですが、進級するとき、進学するときは決まっていて、申請書の締め切りも事前にわかっているわけです。ならば、それに間に合うだけの時間的スパンを考えて相談を設定すべきだと考えています。

保護者の方からのお話として、相談窓口がないとの御意見を伺います。確かに月例健診を初め、就学時健診と相談、全児童への文書の配付に加え、町広報紙への掲載など、できることはされているのは、前回の御答弁でもお聞きしたところですが。それでも相談窓口がないとの御意見を伺うのはなぜでしょうか。広報の仕方や相談の受け方が、行政側に立った手法になっていることに気がついていないだけではないでしょうか。

一口に相談窓口といっても、お子さんの年齢や保護者の立場によって、窓口のあり方や方法はさまざまだと感じています。さらにその相談での保護者への寄り添い方に問題はありませんか。相談など寄り添い方がよく、安心感が得られれば、保護者の方同士での口コミで広がっていくのではないのでしょうか。この口コミこそが、何万枚もの配付文書よりも効果的だと考えますが、いかがでしょうか。また、お子さんが生まれる前からの発達障害に関する知識と相談窓口、さらにはその支援策を説明したものを明文化したものがあれば、保護者の方の安心感は一層深まるのではないのでしょうか。進級・進学時の懇談会についての考え方とともにお答えください。

また、学校へは主幹教諭と言われる先生がおられるとお聞きしました。笠中には生徒指導、岐南中には特別支援の主幹教諭と呼ばれる先生が配属されているようです。岐南東小の先生が笠中まで来られているようであるならば、岐南中におられる先生にも御負担いただければ、一層スムーズに進むのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、2番目のICTの活用についてです。

町中のWi-Fi化についてと庁舎内Wi-Fi化とタブレットの活用について、庁舎内LAN整備以降の業務の効率化についての総括についてです。

まちづくりの根幹でのICTの利活用は、私たちは必要不可欠な条件であると考えています。

この点で既に意見の相違があるのかもしれませんが、当町の現在の状況からして、一般的に観光施策としてのICTの活用は余り必要はないかと思いますが、一層の安心・安全が得られる方法が必要なのではないのでしょうか。既存の情報通信企業とタイアップし、町中をWi-Fi化し、スマートフォン、またはタブレット端末を利用した高齢者施策を展開してはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、庁舎内をWi-Fi化し、全ての職員がクラウドにつながったタブレット端末を持つことで、情報セキュリティの向上と事務の効率化が図られると考えますが、いかがでしょうか。

庁舎内LAN整備以降の業務の効率化についての総括についてのお考えです。

笠松町の情報化施策は、電子政府への対応やITによる住民生活の向上などを目指し、町内の情報化基盤の整備を推進するを事業目的に、平成8年10月、岐阜新聞岐阜辞典への笠松町ホームページ開設を初めに、平成13年7月7日、庁舎内LAN構築プロジェクトチームを設置し、同10月笠松町地域情報化推進委員会設置要綱を制定し、本格的に推進してきました。現在では出先を含め、LAN整備が終了し、接続が可能になっています。そこで質問ですが、住民生活の向上はどのように達成できているのでしょうか。事務の効率化はできているのでしょうか。現在までの行政評価と今後の展開をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（安田敏雄君） 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの御質問で、まず第1点目の教育についての中で、いわゆる発達障害の方のグレーゾーンの子供たちへの支援についての御質問の中で、町の加配支援員の考え方についての御質問でありましたが、この発達障害のグレーゾーンというのは、発達障害の疑いのある児童・生徒についてを示していると思いますが、この児童・生徒に最も必要な支援というのは、適切な指導を受けることであると思っておりますし、そのためには、やはり保護者の方の理解を得ながら専門的な機関での検査や、あるいは診断を受けていただいて、それをもとに保護者とともにその子に必要な学習を家庭や学校でできるようにすることが必要であると思えます。

また、町の加配支援員については、これは軽度発達障害児童が学校生活への適応を支援するためのアシスタントと、また学習に対する支援を行っていただく非常勤講師を配置しておりますが、これはそれぞれの目的に沿って配置をしており、非常勤講師については、児童・生徒の人数をもとにして、またアシスタントについては、軽度発達障害児童の人数や、あるいは特別支援学級の状況等によって配置をさせていただいていますが、しかしながら、配置する人数や、あるいは時間数については、明確な基準というのは定めているわけではありませんが、この支

援が必要な児童・生徒の状況等を見ながら、学校側と綿密な相談の上で決定しております。

その次に、発達障害の相談窓口のある支援策を明文化したものによる周知と、進級・進学時の懇談会等の設置についての考え方がありますが、これについては、町では発達障害のある子供の早期発見や、あるいは支援が大変重要であるということから、1歳6カ月児の健診や、あるいは3歳児健診に言葉の教室のチラシを健診受診者全員に配布をしたり、あるいは保育所、そしてまた幼稚園を巡回し、その後のフォローに努めてまいりました。

議員が御指摘のとおり、相談窓口や、あるいは利用可能な福祉サービスの内容を就学前の早い時期に保護者が知ることは、保護者の精神的安定にもつながるとも重要なことであり、口コミというのも効果的な啓発の一つでもあると思います。まずは現在の発達支援を含む支援の必要な児童を持たれる保護者がかかわる窓口と言える部門の連携を一層強化して、支援の道しるべのようなものを明記して、障害児に係る制度の仕組みも含めて説明できるようなチラシを作成し、そして広報や周知に努めてまいりたいと思っております。

2つ目に、ICTの活用についての御質問の中で、私からまずお答えさせていただきたいのは、この町中をWi-Fi化し、スマートフォンまたはタブレット端末を利用した高齢者施策を展開してはどうかという御質問であります。

スマートフォンや、あるいはタブレット端末の世界的な普及によって、現在、さまざまな世代において無線LANにより高度なICTの活用が可能となってまいりましたが、ことし3月の一般質問でも御答弁しましたように、災害時の通信手段の重要なものの一つとして認識はしております。また、町外からの訪問者に対して、歴史や文化、あるいは観光情報といった当町の魅力を発信する有効な手段として、公共施設や、あるいは避難所等を活用した公共無線LANの整備の検討を始めているところであります。しかし、町による各拠点の無線LANの整備はいまだ多くの経費を要し、国の補助事業の活用や民間サービス事業者との協力など、さまざまな方策を検討していかなければならないと考えております。

このICTによるさまざまなサービスが広まりつつある中、高齢者施策についても、当町において、効果的で効率的な活用について調査・研究を進めたいと考えております。また、その他の御質問に対しては担当部長から答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 川島議員さんの5つの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず初めに、平成27年度増設に向けての申請が認められなかったときにはどうするかということですが、既にLDやADHD等を対象といたしました通級指導教室の新設の申請については県の教育委員会に届けておりますし、この12月には、保護者の皆様方の申請書を加えて、実際に開設に必要な要望があるということを届け、新設を強くお願いしているところでございます。

東小学校に通級していて27年度も継続して希望する児童・生徒、それから新しく入学する児童で新たに希望される児童、合わせて約13名の御希望の方がございました。教室の整備についても、町の御了解をいただいているところでございます。

認可がされなかった場合については、引き続き東小学校への通級をお願いしたり、特別支援コーディネーターを中心に、町費の非常勤講師さんも含めた学校の体制を整えて支援をしていくことになると思っております。

2番目に、情緒的に安定しているLDの児童・生徒等に対する支援が不足しているように思われる状況について、どのように考えているかということでございますが、町単独で軽度発達障害の児童・生徒の学校生活への適用等を支援する目的で、特別支援教育アシスタントを配置していただいております。この配置については、学校、学級の集団生活に対する適応の状況と支援の必要性を総合的に判断して配置しております。議員御指摘のように各学校に配置される人数にも限りがございますので、担任、非常勤講師、特別支援教育アシスタントが連携を図り、学習の困り感に応じて、一人一人の児童・生徒に適切に支援ができるように努めているところでございます。

3つ目に、広報の仕方や相談の受け方が行政側に立った手法で、保護者に寄り添っていないのではないかという御質問でございますが、年間8回の教育支援委員会の開催、それから保護者の個別の懇談会については、夏休み8月からスタートしております。御要望の日時に設定して実施してもおります。就学指導が点の相談から継続的な支援の線に、さらに家庭や関係機関と連携して面となるように福祉課とも連携を図り、早期から支援を進めてきたところでございます。

さらに相談を必要とする全ての方に伝わるような保育所、園から直接御案内をしていただいたり、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。6月と10月の2回、笠松町の広報紙に就学に関する教育相談会の案内をさせていただいております。保育所、園に通われていないお子様や、自治会に入っておられない場合もあることも想像されるわけでございますが、27年度には、新たに「手と手を取り合って気軽に相談できるところを紹介します」というリーフレットを作成する予定であります。笠松町の福祉課、福祉健康課を初め、全部で12の機関を紹介、さらに「ちょっと気になるチェック表」というのをつけて、御自身にお子さんの状況を判断していただき、12の相談機関の適切などころ、または保護者が希望なさるところへ御相談できるような体制を準備しているところでございます。

4番目の進級・進学時の懇談会設定についてどのように考えているのかと。

教育支援専門委員会には、保育所や幼稚園も含め、全小・中学校の特別教育支援担当が参加をしており、既に教育支援専門委員会の段階で共通理解を図っているところでございます。始業まで、あるいはおよそ1カ月経過したときに学級担任と通級指導担当教員、保育士らが交流

し、保護者の同意を図ることについては、第3回議会の答弁のとおり、今検討して実施に向けております。

5番目に、岐南中の主幹教諭が笠松町の学校でも指導ができれば、一層スムーズに進むのではないかということでございますが、今年度から岐南中学校に特別支援担当の主幹教諭を配置していただきました。教育支援委員会、教育支援専門委員会に参加するとともに、岐南町の小学校の特別支援学級及び通常の学級における児童の様子を把握するなど、郡の特別支援教育の充実に役割を果たしておりますが、あくまでも岐南町に配置されているという形になります。

来年度は、特別支援担当の主幹教諭に、現在、申請をしている笠松小学校の通級指導教室の開設を初め、笠松町の小・中学校の特別支援学級の状況、通常学級における児童・生徒の状況を把握できるように、兼務をかけさせていただくようなことを県に申請することを考えているところでございます。また、主幹教諭の専門性を生かし、郡内の発達障害に係る研修の充実も図りたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、私のほうからはICTの活用についてということで、町内Wi-Fi化に係る御質問の中での情報通信企業とタイアップして町中をWi-Fi化し、スマートフォンまたはタブレット端末を利用した高齢者施策を展開してはどうかというような御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

現在、町内には名鉄の駅やコンビニ、飲食店などに携帯電話会社などの公衆無線LAN機器が設置されており、契約者や登録者に対しサービス提供しております。当町をエリアとするケーブルテレビ会社CCNも同種のサービスの展開を行っており、今回、総合会館、そしてスポーツ交流館内に、提携する携帯電話回線の逼迫解消を目的に、無線LAN機器をCCN負担にて設置していただきます。この無線LANは、通常、契約者のみしか利用できませんが、災害時には一般開放し、多くの方が災害情報を入手できるものとなっているようです。他の公共施設においても、民間サービス事業者の協力が得られれば、整備を進めていきたいと考えております。

また、新たに建築する新歴史民俗資料館の館内においては、公衆無線LAN環境を整備して、来館者に向けてスマートフォンなどを活用した資料情報の提供サービスを考えておりますので、これらの導入をモデルケースとして検証しながら、今後の整備につきましても、検討していきたいと考えております。

次に、庁舎内Wi-Fi化とタブレットの活用ということで、全職員がタブレット端末を持って情報セキュリティの向上や事務の効率化に努めてはというお考えに対する御質問ですが、町の情報基幹システムであります総合行政情報システムは、無線LANによる情報漏えいなどのセキュリティの課題や、主流タブレット端末の基本ソフトへのサービス提供がまだまだ未対

応でありますので、管理運用や、さらなる情報セキュリティーの強化など体制整備を図る必要性もありまして、職員のパソコンをタブレット端末に直ちに切りかえるということは、現状難しい状況にあります。しかしながら、タブレット端末を含む情報通信技術の進化は目覚ましいものがありますので、今後の技術開発やセキュリティーの向上などの動向を注視しながら、庁舎内における高度情報化社会への対応に努めるべく、タブレット型情報端末の導入も含め、研究していきたいと考えております。

最後に、住民生活の向上はどのように達成できているのか、事務の効率化はできているのか、現在までの行政評価と今後の展開をということのお答えですが、平成14年度の地域イントラネット基盤整備事業導入以後、各職員1人1台のパソコン端末を活用してさまざまな行政事務を行うとともに、職員間の情報伝達、スケジュールや会議等の管理を担うグループウェアを活用することにより、紙媒体や電話等を介さず迅速な情報共有が実現でき、通常事務において業務の効率化が図られております。

平成23年度に導入しました総合行政情報システムでは、それまで個別管理しておりました各種基幹システムの一括管理、それと専用端末の廃止などのコスト削減に努めることができました。このほか、予算の執行管理、積算を全担当者において可能とし、これまで以上のコスト意識向上につなげるとともに、職員の誰もがホームページを作成し、情報掲載できる管理システムを導入し、より多くの行政情報を組織として迅速に提供できるように努めております。

さらには、戸籍簿、住民基本台帳、税情報などの各種台帳や名簿などが電子ファイル化されたことに伴う紙媒体の削減や、台帳閲覧が可能な部門との連携が容易にできるようになったことなども事務の効率化や窓口対応の迅速化が図られているのではないかと感じております。

このように、業務の効率化について、紙の使用量や職務時間短縮といった具体的な数値であらわせないのではありませんが、複雑多様化し、増大する行政需要に対応し、事務処理体制の整備に努めることで住民サービスの向上につながっているものと考えております。今後につきましても、情報化社会の進展に対応しながら、さらなる住民生活の向上に向け、取り組みを進めていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） おおむね好意的な御答弁ありがとうございました。

今からまた、細かに再質問をしていると時間がなくなってしまうので、とりあえず教育の問題についてさせていただきますけれども、グレーゾーンという僕の出し方がいま一つはっきりしなかったのかなあという思いもありますけれども、一生懸命対応していただいているのはわかるんですが、要は、例えば就学をしてからグレーゾーンじゃないのということは、それまでの月例健診や、まだ2年ほど前から始まったばかりですけれども、年中さんの特別支援事

業で取りこぼしがあったということではないかなあというふうに思うんですね。つまり、そうじゃないのというふうに指摘をされても、実際に保護者の方がそれを自分が理解して、例えば相談に行くなり、それから相談に行ってから、例えばのぞみですね。県のそういう施設へ行ってちゃんと診断を受けようと思うまでの間に、物すごく親としての葛藤があるんですね。親としては認めたくない。けども、やっぱりそういうふうに言われたので、普通の子と違うのかなあと思わざるを得ない。けども、行きたくないということに対して、何か具体的に親御さんたちに寄り添うような施策というのは、何かありますか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういう問題も含めて、先般、そういうお子様を持つ親の方と懇談した中で、やはりそういう親さんの気持ちもよく我々もわかりますし、大変苦勞されていることもよくわかります。しかし、これは幾ら我々や行政が寄り添って相談しても、最後はやはり親が自分の子供の将来を思ってどう決断するか、その問題になってくると思いますので、今言われた問題に関しても、これはやっぱりできるだけ門戸を開いて我々は対応することと、グレーゾーンと言われるお子様を持った親さんが少しでも判断をして、一方、そのお子様のために前に進むこともやはり必要ではないかなあということもいろいろ感じました。

確かに一人一人の状況が違うことですから、一つのくくりでこういう状況はこうですということは言えないこともよく承知していますから、そういうこともやはりきめ細かい対応をしながら寄り添うことが、我々が今できることではないかと思えますから、一步一步そういうことも門戸を開いてやっていくことを、これからも考えていきたいとは思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

夏に親の会の方とお会いしていただいたことというのは、多分本当に町長の心に深く届いたのかなあというふうに思っています。

多分、詳しくは調べていませんが、この2年ほどのうちの発達障害に関する施策の進展というのは、この近辺の市町村にはないほど進展していると思えますので、それだけ真剣に取り組んでいただいているのは十分承知した上での質問だということをお願いしたいと思えますけれども、チラシを作成していただけるということで、明文化していただけるという御答弁だったんですけれども、教育委員会のほうからも、相談の心を寄せ合うような相談窓口のリーフレットを作成していただくというようなお話もありました。

これをもちろん教育委員会としてこことこことこういうふうにせよというのと、例えば町のほうで御答弁いただいたようなチラシですね。切れ目のない相談窓口の展開とその後の支援の方策についてを、例えば一体化して教育委員会と町の福祉部門と、それから例えば地域振興公

社を含めて町全体でやっていますよみたいなのがもしできるのであれば、最も効果的だし、費用も一回出すだけで済むと思いますので、これはあくまでも教育委員会だよ、あくまでも福祉だけだよというのではなしに、お互いに、きのう見せていただいた子ども・子育て支援事業計画の中にもありますように、「発達障害の周辺領域の子供たちを含め、全ての障害のある児童に対して自立に向け」というような文章もありますので、そういうふうにお互いにそれぞれやっていたりしていることを統合して、町全体の施策として、教育委員会も含めて大人になるまでの継続した支援と窓口の設置をうたっていただきたいと思うんですが、その辺の考え方をお願いします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる今言われた問題に関しては、確かに縦割りではなくてそういうような対応で窓口をしっかりとっていくことが大事であると思いますから、そのことはもう一度それぞれ3者が協議をして一番いい方法を見つけていくことと同時に、やはりそれぞれのお子さんのいろんな成長に伴って対応できることは、これはやっぱり教育は教育の中でやっていかなきゃならないことや、我々が福祉としてやらなきゃいけないことは、一体であると同時に専門性があることですから、そのことはやっぱりよくそれぞれが連携をとってやっていくことであると思います。そういうことに関しては、一步一步今進めてやっていきますので、そういうようなお気づきがあった部分に関しては、御意見をいただきながら進めていくことだけはお約束したいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも縦割りではなくて、行政機関の別ではなくて、一緒に、要は先ほどの笠松町子ども・子育て支援事業の中にあるように、町全体として子供たちを育てていくんだという認識のもとに立って、それが多分、笠松町の子育て支援に対する理念だと思いますので、そういうことが書いてあると思いますので、要は、みんなと一体になって将来を担っていく子供たちを育てていくんだという観点から施策を進めていっていただきたいというふうに思っておりますし、今の答弁で、十分町長もそういうおつもりがあるんだというふうに思っております。

それと、進級・進学時の対応で検討しておられるということだったんですけども、教育長さんの答弁が。いつごろからこれは始めていただけますか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほどもお答えさせていただいたように、現在の段階でも既に特別支援教育担当というのが、この教育支援委員会の中に入っておりますし、一人一人のケースに合わせて検討している状況でございます。

一番心配なところは、保護者の方が新しい学級担任が誰かということが決まったときに、あの先生で大丈夫かと、そういったところの不安だと思いますが、今のところ考えておりますのは、学校が始まってから4月の間に大体PTA総会というのが行われますが、そのときまでにきちんと保護者の方に御案内をさせていただいて、そのPTA総会等の後に御希望があれば懇談はさせていただきますと。または学校の立場として、ぜひ懇談をお願いしますというようなことを御案内しながら、密接な連携を図っていきたいということを考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

具体的に事業を言っていて、やっていただく方向で検討していただくということで、ありがとうございます。

そういったことで、なぜそこまで私自身が心配するかというと、実は小学校から中学校へ上がる子の例なんですけれども、ずうっと特別支援担当の小学校の先生とお話をしながら進めてまいりました。実際に夏ごろからいろいろ話し合いを進めながら来ているようなんですけれども、中学校の特別支援を見てみたいですかと聞かれて、じゃあ行かせてくださいという話になって、いついつがいいですかという話になったときに、じゃあ何月何日に来てくださいという話が突然来て、その日でいいかどうかあしたまでに決定してくださいみたいな話になって、きょう電話をもらって、あしたまでにその日でいいかどうかという返事というのは、誰でもそれぞれの予定もありますし、そこまでやっていただきながら文句を言うのは何なんです、そこまで急に言われても、なかなか難しいなあという。来られるのは奥さんだけですか、御主人さんも一緒ですか。いや、何か主人が一緒に行ったらまずいんですかというような話し合いがあったみたいなんですけれども、なおかつ実際にすったもんだをしたあげくに中学校へ行ったら、いや、そんな連絡はきょうもらっていませんということになったそうなんです。

実際には、それでも教頭先生が非常に親切に、本当に懇切丁寧に対応していただいて、対応の仕方には全く問題がなかったんですが、結局、こういうことがシステムとして決まっていなわけですね。どういうふうにするかということが決まってないので、それぞれの先生方は一生懸命子供たちのことを考えて対応してくださっているんですが、こういうシステムでやりますということが決まっていなので、一件審査というか、一件処理で終わっているんですね。たまたまその場合はこういうふうに済んだんですが、別の場合だとこれがつながらなくても別に決まっていなんだからという話になってしまうんですね。ですから、僕はシステムとして、組織としてこういうことを対応してくださいというお願いをしているわけなんです、その辺の考え方について、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現実、具体的な例をお話しなされて、その経緯について、私どもの至らなかつたところについてはおわびを申し上げます。

今、お話しなされたように、システムとして整えるということは、今の段階では形としてはできているわけですが、希望される児童・生徒一人一人に御要望が随分異なっておりまして、こちらから御案内しても、結構ですという方から、それからこの日しか日にちがあいておりませんという方から、それから御希望の日を聞かせてくださいと云って余裕のある方から、しかもその回数が複数になると。そういうようなことで、お一人お一人によって御要望が違っておりまして、その対応に具体的に対応しているつもりですが、その過程の中で保護者が御要望の日をうまく合わせてもらえなかつたとか、いろんな御不満がきつとあつたんだというふうに思っております。一層、懇切丁寧な保護者の立場に立った相談を進めるような配慮をしていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

今後、いろいろ御検討していただいて、不安を払拭していただけるような方向でまた進めていただきたいと思います。

それから、岐南町の主幹教諭のことについては、非常に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

きつともう少し、もし笠松町に通級教室の増設がされて、こういうふうにあくまでもホームの学校というのは決めなければならないという話もお聞きしました。しかし、例えばこれ、単独がいいのか、共同設置がいいのかという問題は別にして、例えば単独であれば1人しかいない。ところが共同設置などで岐南町の分と笠松町の分と2人お見えになる。これが自由に行き来できるというのは、二町教育委員会の利点を生かすという意味では、とても重要なことだと思いますので、ぜひとも単独ではできないことをやっているんだということを、教育長さんには今後、目指していただきたいなあというふうに、二町教育委員会がある限りは頑張つてやっていただきたいというふうに思っております。

それと、全体的な話の中で、この間、私、松枝小学校の学校評議員というのをやらせていただいておりまして、地元の企業代表ということでやらせていただいておりますけれども、そこで伺つた話ですと、今、松枝小学校は670人ぐらいだつたと思うんですが、不登校の児童さんが8人ほどお見えになると。小学生でこの規模だといふとかなり多いほうではないのかという話でした。そのうち半数ぐらいは幼少期からきちんと特別支援療育を実施していれば、半分ぐらいの子は助けられたんじゃないかなと。それぞれの家庭の事情とかいろいろありますけれども、そういうふうにするというふうな報告がありました。

ということは、当時は小学校の3年生より上の子だと、例えば月例健診もそこまでは余り進んでいなかったし、年中さんの特別支援事業も行っていなかったのも、なかなかピックアップができなかったのかもしれませんが、小学生ですので、不登校になってもまだ幾らでもやり直しがきくと思うんですけれども、人生のスタート地点のところで、ある意味ほかの人とは違うことになってしまったということは否めない事実なんですよね。けども、例えば学校になじめないからといって絶対的に将来だめかという、そういうわけでもないですね。

例えば極端な例を言いますけれども、ビル・ゲイツであったり、エジソンもそうですね。例えば日本ですと坂本龍馬もそうであったり、発達障害であったり学習障害であったりという方も、世界を変えるような立場になっている人も中にはお見えになるんですね。

そういう方がいるからということで、東京大学の事務局に日本財団が「異才発掘プロジェクト」というのを始めて、そういう子を集めて「異才」を育てようと。現実にはそうやって学校になじめない子の中には、やっぱり特質的な才能を持たれたお子さんも多分いらっしゃると思うんですが、これをそのまままねて笠松町のレベルでできるかどうかというのは別にして、無理やり学校へ引っ張ってくるのも一つの手かもしれませんが、そういう子にも「異才」を発掘できるような柔軟な考え方がありますよということを、例えば教育委員会や町にも持ってほしいなあと思うんですけれども、その辺の考え方をお知らせください。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 考え方というよりも、今言われた問題は、私もテレビ等で見させていただいて、これはすごいと思ったことであります。ただ、今言われたように、じゃあ我が町でそれは単独でできるかと言えば、また別ですが、そういう機会やそういう生徒に対する見方というのは、絶対大事な部分がありますから、我々行政だけではなくて、これからはやっぱり教育委員会ともいろいろそういうことも情報交換をしながら、笠松町からそういう方が出ることは絶対ないとは言いきれませんので、そういう機会を逃すことではない部分は感じましたので、何ができるかをこれからやっぱり考えなきゃならないんじゃないかと思います。今までと一緒にではやはりいけないんだろうなあということはよくわかりましたので、これからまた勉強したいと思いますし、対応をよく相談したいと思っています。

○議長（安田敏雄君） 教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 御示唆をいただきまして、ありがとうございました。

松枝小学校の不登校、いわゆる年間30日以上長期欠席の子供は8名おられません。多分それは欠席がちの子供がいるという、そういう意味で不登校という言葉が使われたんだというふうに思っています。大変難しく、御家庭で3人の兄弟が3人もなかなか学校へ来ない、それからお母さんもなかなか起きられない複雑な家庭の中で、学校に来られない状況がある子供もございますが、一方、今議員がおっしゃったように、私どもがこれから先、能力開発をしていく

ことによって、子供の自立の芽というのが生まれ、子供がそれを自信にして将来社会生活で堂々と生きていってくださると、そういった子供も間違いなくいると思っています。

現在の段階では、スマイルに何とか登校できた。その子供たちについては、できるだけ本人の好きなことをやらせて、それが伸びるようなことを支援していただいております。そういう中から、本当に今議員がおっしゃったようにすばらしい天才が生まれることを私どもも期待をして対応していきたいと、そういうふう考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 大分時間がかかってしまいました。ありがとうございます。

今までどおりではいけないと思うという町長の言葉を、私もそう思いますので、頑張っていたきたいなあと思います。

例えばWISCの検査キットであったり、K-ABCという検査キットであったりというような、2つとも町の特別支援学級に準備されている町というのは、そうないそうです。笠松町ぐらいだそうです、ここら近辺では。笠松中学校にもそういうことを判定したり、療育につながるようなとてもいい箱庭セットがあるそうです。スマイルのほうには、清水先生が手づくりされた箱庭キットがあります。そういうことで、それぞれのところで一生懸命やっていただいておりますので、それぞれを結ぶような横断的な組織というか考え方を持って、ぜひともここ数年で一気に飛躍したものを、さらに充実できるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、時間がなくなってしまったのでICTのことは簡単に質問しますが、おおむね大体想定した答弁になっていると思いますが、1つ、確かに金額的なものや現状での町民全体のスキルの問題、役場の中のスキルの問題を考えると、なかなか難しい部分もあるのかなあとは思ひます。しかし、例えば私がまだ議員になりたてのころに、庁内にぜひ高速通信網をとって最初に一般質問をしたころに比べると、もう環境は雲泥の差ですし、職員の方一人一人もある程度いろんなものを使い込んだり、いろんなものの発想というのが、格段にこの十数年でできるようになっていると思います。なので、何もそこらじゅうの自治体のトップを行けというふうには言っていないですが、できるだけ毛嫌いせずに進んでいただきたいというふうに思っております。

1つ、行政評価の中で、紙の使用料や、例えば職務時間の短縮という数字にはなかなかあわせないがという表現があったんですが、確かに難しいとは思ひます。難しいとは思ひますが、評価をするといったときに数字というのは大事です。それは住民の方を説得するためにはとても必要な数字だと思います。大変膨大な金額の税金をかけて整備をしているわけですよね。それを説得するのに、職員の時間は幾ら減ったかわかりませんが、これからも頑張っていきますでは、なかなか使い道として説得力に欠けるんじゃないでしょうかと思うんですが。

簡単な話です。例えば皆さんが、今までは手作業で台帳でコピーをしていた住民票の出し入れが、パソコンでやって印刷して出てくるまでに半分になりましたよって、わかりやすいところでいいんですよ、まずは。そういう具体的な数字というものをお示しすることが大事だと思うんですが、行政評価の考え方について、もう1回お聞かせください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 結論的に申し上げますと、それぞれの計画、総合計画なり事業の進捗管理の中で、議員御指摘のように、できる限り数値化するように努めていきたいと思えます。ただ、答弁の中でお話しさせていただいたように、全く単一の仕事をずうっと同じレベルでやっておるわけではなく、間違いなく事務量は増大しておりますし、複雑多様化しておるという中で、ある一定レベルを保つということが非常に難しくなってきたということも、そういった思いも込めてちょっと表現をさせていただいたところです。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

なかなか苦しい答弁をしていただいたなあと思いましたが、最後に1つだけ。情報化に対する笠松町の基本理念をお答えください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、当初の情報化推進委員会の設置要綱の中での設置の目的から引用しますと、急速に進展する高度情報化社会に対応し、本町における地域情報化の総合的な推進を図り、町民生活、学校教育及び産業活動に積極的に活用する具体的方策を検討するために設置されておるとあります。それを効率的、合理的に推進していくということが、いわゆる基本理念になるのかなあというふうに考えます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございました。

それではその理念に沿って施策を進めていただきたいと思います。なかなかその理念にまだ到達できないなあというところはたくさんあります。先ほど言った庁舎内LANの問題もそうですし、例えば学校内はWi-Fi化されていますが、実際にそれを使った授業というのはほとんど行われていませんし、いろんなところで考えていただかなければならないと思えますが、今の教育についても前向きな答弁をいただいておりますので、十分に前向きに対応していただけると思えますので、お願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
直ちに会議を開きます。

日程第2 第72号議案から日程第15 第66号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第2、第72号議案から日程第15、第66号議案までの14議案を一括して議題といたします。

書記をして第72号議案から第77号議案までの6議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第72号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の一部変更について。

平成26年8月14日議決の歴史民俗資料館建設工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、平成26年12月1日に変更仮契約した同工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、笠松町長 広江 正明。

記、歴史民俗資料館建設工事。

1. 契約の金額、変更前、金2億5,812万円、変更後、金2億9,958万6,600円。

第73号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,211万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,156万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月16日提出。

次に、13ページをお開きください。

第74号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億583万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,010万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月16日提出。

次に、19ページをお開きください。

第75号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,466万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月16日提出。

次に、22ページをお開きください。

第76号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,591万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月16日提出。

次に、25ページをお開きください。

第77号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、平成26年度笠松町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度笠松町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、（科目）第1款 水道事業収益、（既決予定額）2億6,765万4,000円、（補正予定額）マイナス150万6,000円、（計）2億6,614万8,000円。

（科目）第1項 営業収益、（既決予定額）2億819万4,000円、（補正予定額）マイナス150万6,000円、（計）2億668万8,000円。

支出、（科目）第1款 水道事業費用、（既決予定額）2億6,083万4,000円、（補正予定額）マイナス150万6,000円、（計）2億5,932万8,000円。

（科目）第1項 営業費用、（既決予定額）2億4,578万円、（補正予定額）マイナス150万6,000円、（計）2億4,427万4,000円。平成26年12月16日提出。

○議長（安田敏雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次追加議案の説明をさせていただきます。

まず1ページ、第72号議案。議案資料がついておりますが、こちらの1ページであります。

歴史民俗資料館建設工事請負契約の一部変更についてであります。

こちらは地方自治法第96条第1項第5号の規定により、歴史民俗資料館建設工事請負契約の一部変更について町議会の議決を求めるものであります。

12月1日に仮契約を行っております。契約金額が変更前は2億5,812万円でありましたが、

変更後は2億9,958万6,600円、4,146万6,600円の増額の変更契約となっております。工期は27年5月20日までで、その他は何も変わっておりません。

工事内容の変更分については、議案資料の1ページをお開きいただきたいと思いますが、まずガラス工事の変更を行っております。約270万円でございますが、こちらは歴民の場合は借用資料等を使って特別展示等を行いますので、盗難を防ぐために1階部分の外部建具ガラスを防犯合わせガラスに変更いたしました。当初は準防火地域ですので網入りガラスで防犯もできるんじゃないかと思っておりましたが、先ほど申し上げましたような理由で防犯合わせガラスに変更させていただきました。

それから外構工事ということで約80万円ですが、施設正面東側になりますが、本町通側の入り口前のアスファルト舗装をインターロッキングブロックに変更させていただきました。

それから記念碑の設置ということで、これは寄附者の御意向もございまして、まずは2つあるんですが、1つは東海銀行の跡地という石碑をつくる、それからもう1つは、私どもは建物に松原登士弘記念館という冠を建物のほうにつくる予定でしたが、こちらは寄附者の御意向で石碑で別のものをつくっていただければいいということでしたので、その石碑もあわせて形状体の変更させていただきます。建物の名前について、今、運営委員会で検討していただいておりますが、現在のところは笠松町歴史未来館というような名称になる予定で進めております。

それから什器家具工事ということでございますが、展示用の什器とか3階収蔵庫、それから図書収蔵館のつくりつけの収蔵戸棚などが750万円ほどかかります。

それから展示ショーケース工事ということで、1階企画展示室、あるいは2階常設展示スペース及び、先ほども言いましたが、未来的なものをということで航空宇宙科学に関する展示スペース、これらのつくりつけの展示用什器の設置を考えております。

それから旧の施設にございましたが、ショーケースですが、解体保管している以前の施設で展示していた帳場とかガラスショーケースの運搬及び復元、組み立て工事が入っております。

それから太陽光発電設備工事ということで400万円弱の増額をさせていただきました。太陽光発電の容量の増ということで、当初では10キロでやりましたが、笠中の体育館と同じ程度の20キロワットに増設させていただきました。

それから情報設備工事ということで、こちらは約800万円ぐらいの増額になりましたが、壁かけディスプレイの設置とかイントラネットの整備、それから先ほども出ておりましたが、アクセススポット、つまりフリースポットを整備したいと思っております。それから多目的ホールに150インチの電動スクリーンを増設したいということで変更させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

当初は、松原さんから御寄附をいただいた寄附の範囲でということで設計いたしましたので、やはりいろんな物価とか工事単価が上がっておりますので、今回、入札差金が86.1%で落ち

ていましたので、この範囲内で当初できなかったものを追加させていただいたということでございます。

それから2ページから12ページにわたっておりますが、第73号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についてであります。今回は5,211万1,000円の増額の補正となっております。

まず8ページの歳出のほうでございますが、第2款 総務費、第1項 総務管理費、4目 電子計算費であります。こちらは社会保障・番号制度導入に伴い、総合行政情報システム、これは住民記録なんです。これに係る整備費補助金が確定いたしましたので、財源内訳補正を行います。同じく4項1目に戸籍住民基本台帳がありますが、これも同様に財源確保ができたということで財源内訳補正をさせていただきます。

それから第6目の防災対策費でございますが、こちらは県防災ヘリコプター連絡協議会の派遣職員、13人の隊員で構成されておりますが、現在広域連合からも1名派遣中ですが、この人件費が増したことに伴い負担金が増額となったため、負担金補助及び交付金を増額させていただくものです。人員がふえたということではなくて、現在の隊員を交代でやっているわけですが、こちらのたまたま派遣された職員が少し人件費が高かったということと、人勧によるこの2点が増の理由となっております。人口割と均等割で5万3,000円を増額させていただきます。

それから8目の諸費でございますが、こちらは下門間町内会から地区集会所のトイレ、これは別棟になっておりますが、これを洋式化するという改築工事に関し、10月27日付で助成の要望がございましたので、工事費用の4分の3を助成することに伴い、負担金補助及び交付金を101万1,000円増額させていただきます。工事費は134万8,750円で、この4分の3を助成させていただきます。

続きまして、同じく総務費の第2項 企画費、1目 企画総務費でございますが、こちら先ほどの社会保障・税番号制度の導入に伴い、情報連携に必要な中間サーバーを地方公共団体システム機構というところにおいて共同化、集約することに伴い、この整備費を負担するため負担金補助及び交付金を98万1,000円増額させていただきます。財源は全て国庫補助金であります。

なお、この地方公共団体システム機構という初めての言葉なんです。番号制度の導入に当たりまして、地方公共団体が共同して運営する組織として、平成26年4月1日に設立された法律に基づく地方共同法人、初めて聞く言葉ですが、そういった法人であります。今までは財団法人地方自治情報センターというのがあったんですが、こちらがそちらの法律に基づく共同法人に移行したというもので、今までやっておりましたLGWAN等の業務をこちらで引き継いでやっております。

それから9ページですが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費

であります。介護保険の繰出金の補正を113万4,000円増額させていただきました。こちらは平成27年度介護保険制度改正に伴い、システム改修を特別会計のほうで行いますので、この事務費に充てるため繰り出しを行っております。

それから4目の障害福祉費でございますが、5,100万円強の補正を行っておりますが、主なものは障害者自立支援給付事業の利用者増に伴い、扶助費を5,157万8,000円の増額をさせていただいております。内容は説明欄に書いてございます。財源につきましては、2分の1が国庫、4分の1が県費でございます。

それから、同じく6目の福祉会館費でございますが、こちらは御承知のように歴史民俗資料館が仮設事務所であちらに入っておりますので、こちらの使用料がふえたということ。それから漏水がまだ発生しておりまして、光熱水費が不足するというので需用費を57万円増額させていただいております。

この福祉会館の漏水につきましては、以前にも2回ほど調査して修繕させていただいておりますが、まだどこかわからないところで漏水がしておりまして、現在調査中ですので、また修繕したいと思っております。

それから10ページですが、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、こちらは母子保健健康診査事業に係る臨時職員、栄養士とか保健師、看護師の勤務時間の変更により、賃金が不足することに伴う増額で、165万4,000円を増額させていただいております。育休とか欠員に充てる臨時職員ですが、見込んではおりましたが、不足するもので補正させていただきます。

そのほか妊婦歯科健診受診、あるいは養育医療、未熟児の関係ですね。この対象者がふえておりますので、委託料、あるいは扶助費を増額させていただいております。なお、養育医療に関しましては、国庫が2分の1、県費が4分の1負担となっております。

続きまして、第5目の衛生費ですが、こちらは住宅用太陽光発電システムの設置整備事業補助金の関係ですが、当初30件を見込んでおりましたが、最終的には66件あるということで、今回、その36件分の324万円を増額させていただきました。

それから7目の福祉健康センター費ですが、こちら福祉健康センターの冷暖房機の定期点検がございまして、こちらのガス漏れの指摘がございまして、ガス漏れの箇所を特定する調査を行う必要があることに伴い、保守点検委託料を27万9,000円増額させていただきます。今後、調査結果に基づき修繕費をまた別途用意して対処していきたいと思っております。建物の使用には支障のない程度のガス漏れでありますので、御心配のないようお願いいたします。

それから第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費であります。1,000円の負担金補助及び交付金の増額ですが、こちらは7月の農業委員の改選により、恐らく笠松町が初めて女性農業委員が就任されたことに伴い、岐阜県女性農業委員協議会というの

がございまして、こちらに参加するため負担金を計上させていただきました。

それから第4目 農地費でございしますが、こちらは県単独農業農村整備事業実施要望ということで、北及の東幹線のパイプラインがございしますが、その副水路、用水ですが、こちらが水漏れが激しいということで、県のほうに補助採択の要望をしておりましたが、このたび決定いたしましたので、かんがい排水事業負担金を594万円増額させていただきます。なお、事業としては1,188万円かかりますが、県が40%、町が50%、事業主体ということで羽島用水が10%負担となっております。

それから商工費の商工業振興費でございしますが、こちらは産業振興支援事業の助成金の確定に伴い、予算に不足が生ずるため負担金補助及び交付金を93万7,000円増額させていただきました。

それから11ページになりますが、第7款 土木費、第4項 都市計画費、第2目 公園費であります。こちらはサイクリングロードの維持管理及びイベント時に使用するトラクターですが、中古であります。これを購入するため、備品購入費を30万円増額させていただきます。10年式の中古でございします。ただ、イベントのときに使うには殺風景なトラクターですので、デザインをある程度したいということで、今、岐阜工業高校の生徒に依頼しております。

それから第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります。こちらは幼稚園就園奨励費補助金対象者が予算見込みよりふえたことに伴い、負担金補助及び交付金を104万9,000円増額させていただきました。なお、一応国庫として24万4,000円を見込んでおります。

それから2項 小学校費と中学校のほうの学校管理費で光熱水費の増額をさせていただいております。これは利用が思ったより多かったということと、特に中学校につきましては、屋内運動場が新設ということで、使用実績がないということで予算化したわけですが、デマンド契約をしておりまして、初めての夏場の使用で実績がないということであったんですが、7、8月の使用量が設定量をオーバーしたということで、9月分から基本料金が高くなったということも含め、このような金額を増額させていただきました。

それから12ページの公債費の関係でございしますが、こちらは平成26年4月1日付で借入利率の見直しを行ったことにより、長期債の元金償還金額が増額になったことに伴い、この償還金利子及び割引料を69万4,000円増額させていただきましたし、利子のほうは1,300万6,000円を減額させていただきました。

もう少し詳しく説明させていただきますと、一般会計の起債は25年度末の未償還のものが全体で77件ございします。このうち75件は元利均等償還で返しておるわけですが、この75件のうちさらに31件が10年ごとの中間見直しを行う起債であります。今回、そのうち2件が、例えばかんぽですと1.3%から0.4%になったということ、それから岐阜信用金庫については0.987%

0.58%ということで、利息について大幅に1,300万円減額になったということ、それから元利均等なので、元金は反対に69万4,000円増となったものであります。

それで歳入につきましては、ただいま説明いたしました、今回の増額補正に伴い不足する財源については、7ページであります、財政調整基金繰入金ということで635万5,000円を増額させていただきました。

以上が一般会計の補正でございます。

続きまして、13ページからであります、第74号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回は2億583万2,000円の増額補正であります。

17ページからの歳出でございます、こちらはまず医療費の増加に伴う保険給付費を1億1,864万3,000円増額させていただきました。

それから前年度分の療養給付費等負担金、国庫等ですが、この精算に伴い返還金の1,706万3,000円増額をさせていただきました。

それから歳入の16ページにありますように、前年度繰越金を今回全額予算計上させていただきました。2億583万2,000円増額させていただきました。それで前年度繰越金を今回の増額補正の財源に充てた後の余剰金を国民健康保険基金に積み立てるため、積立金を7,000万円計上させていただきました。以上が国保の補正であります。

続きまして、19ページからの第75号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。113万4,000円の増額補正であります。

21ページに歳出がございます、こちらは先ほど一般会計でも御説明いたしましたが、平成27年度介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料を113万4,000円増額させていただきました。システムの改修概要でございます、地域支援事業の見直しということで、マスター管理への項目追加、それから特別養護老人ホームの重点化ということで、入所時の要介護度チェック機能の項目の追加、それからサービス機能つきの高齢者向け住宅への住所地特例の適用ということで、管理方法等の項目の追加ということで変更しております。

それからきのうもちよっと出ておりましたが、低所得者の1号保険の軽減強化ということで、標準6段階から9段階への機能変更ということで、そういったことがシステム改修の内容であります。歳入につきましては、一般会計の繰入金を充てさせていただきます。

以上が介護保険の補正であります。

それから22ページからになります、第76号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。補正額は155万2,000円の増額補正であります。

24ページの歳出であります。

工事請負費がありますが、こちらは汚水ますの設置工事に係る労務単価及び建築資材等の単

価高騰などに伴い、工事請負費を155万2,000円増額させていただきます。

歳入につきましては、同じく24ページですが、前年度繰越金を全額予算計上して今回の増額補正の財源に充てることに伴い、一般会計からの繰入金は841万円減額させていただきます。

25ページの第77号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についてであります。こちらは150万6,000円の減額補正であります。

26ページの収益的支出でございますが、漏水修繕工事の見込み増に伴い修繕費を340万3,000円増額させていただきます。こちらは例年、年間1,600万円程度のいろんな意味での修繕費を計上させていただきますが、今年度は既に1,300万円ほど消化しております。特に円城寺と春日町で大きな漏水工事がありましたので1,300万円ほど消化しております。例年冬場に多くのパンクが起きますので、これに対処するため300万円強の増額をさせていただきました。それから水道料金と企業会計システム委託料の契約差金が発生しておりますので、490万9,000円を減額させていただきます。

収益的収入でございますが、水道料金が引き続き減少する見込みであることに伴いまして、給水収益を150万6,000円減額させていただきました。なお、キャッシュフロー計算書、27ページ、28ページ及び貸借対照表の29ページから32ページであります。これにつきましては、収益的収入及び支出が同額減額のために前回の補正予算と変更はございません。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。ただいま提案の第72号議案から第77号議案までの6議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案から第77号議案までの6議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第8、第55号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今回の専決処分は衆議院選挙に当たってですが、8ページ、歳出の2

款 総務費、5項 選挙費の5目 衆議院議員総選挙費の中の節 報償費の中で、ポスター掲示場設置謝礼がありますが、これは民地に建てさせていただいておるところですが、1件あたりどれくらいで何件あるのでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 報償費の関係ですが、今の御質問のとおり、民地にポスターの掲示場を建てたところで9カ所、1件あたり3,000円でございます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

第57号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず現状をお聞きしたいんですが、各小学校の今年度で5年生までを対象に運営されていると思いますが、それぞれの学校における放課後児童に参加している人数を教えてください。それから指導員の人数もお願いいたします。

そしてもう1つは、設備の基準として児童1人につきおおむね1.65平米とありますが、それぞれの学童保育所はこの基準とどういう状況になっているのか、教えてください。

○議長（安田敏雄君） 森子育て支援センター所長。

○子育て支援センター所長（森 宏子君） まず児童数でございますけれども、笠松小学校は31人、そして松枝児童クラブは109人、下羽栗放課後児童クラブ88人でございます。指導員につきましては、笠松放課後児童クラブ2名、松枝児童クラブ10名、下羽栗放課後児童クラブ6名でございます。

あと1人当たりの面積でございますが、全ての児童クラブ1.65はクリアしております。最低でも1.7以上となっております。以上です。

〔発言する者あり〕

学年ごとですね。夏休みのみ、ことしから6年生までということで拡大させていただきまして、4年生は38名、夏休みのみですけども、5年生が7名、6年生3名という状況でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の12ページ、まず職員についてですが、40名が単位となって支援員1人に補助員を1人つけるという内容だと思いますが、この補助員についての資格はどうなっているのか、お尋ねします。そして学童保育の時間が終日、休日のような場合は8時間以上、それから3時間以上ということですが、現状はやっぱり長時間になっていて、夏休みなどはもっと時間が多いと思いますが、そういう点は今後も現状の保育時間で行われる予定でしょうか。そういうふうに解釈していいでしょうか。

それからもう1つは、初めて学童保育に対しての条例がつくられるわけですけども、職員の給与とか身分保障、その問題はどのように考えていらっしゃるのか。そして、子ども・子育て支援と保育の関係などでは、基本的にこうした保育を町の責任から事業者に移して、産業が参入するような形をとっていかうという狙いがあると聞いておりますけれど、笠松町においては笠松町の直営として行っていますが、これについてはどのように考えていらっしゃるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、まず1つ、補助員の資格につきましてですけども、基本的な考え方として、この要綱での運用としましては、本来は子育ての経験者というような形で特に資格要件は設けてはおりませんが、現状もそうなんですけれども、子育てマイスターの受講者、あるいは教育学部に在籍する学生アルバイトを補助員として、あるいは時間が短い保育士、教師等の免許を持ってみえる方をこういった形でお願いをしてお

るというのが現状ですので、今後もそのように従っていきたいと考えております。

そして時間につきましては、現状、休日で11時間半、平日で5時間という形で定着しておりますので、これはあくまで最低基準をこれで定めておるだけで、低下させようという考えは毛頭ございません。

そして職員の身分保障につきましては、確かにいろいろな面で福利厚生を検討していかなければならない部分はあるかと思いますが、臨時職員として、町全体の賃金体系の中で資格によってある程度差を設けながら均衡を持って現在のところ運営をしておりますので、現状のところで直ちに変わるとか、そういったことは考えてはおりません。

そして町の考え方ということですが、今後のいろいろな社会環境で検討していくことではないかなあというふうに考えます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 学童保育を一生懸命やってくださっている、既に教諭採用で就職できなかった方などもこういう場で活躍していらっしゃるという話も聞きますし、何とか老後のことも含めて、年金だとか、本当に身分保障をちゃんとできるような条件をつくり出していかないといけないなあということはと思いますが、課題としてこれからも考えていっていただきたいと思います。

それから、その次には、学童保育の保育料はどんな徴収の仕方になるのか、その点はどうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 現状と変わらない徴収の形になります。今は口座引き落としによって利用料のほうを引き落としさせていただいております。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

第58号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ちょっとお尋ねをしたいんですが、今まで現状から言うと笠松町の場合、保育所、それから幼稚園があるわけですね。今度新たにこういう運営に関する基準を設けるということは、特に保育所とか幼稚園以外の、いわゆる特定地域型保育事業なんですが、この基準を設けるということは、将来的にこういったことをやりたいという方が出てくれば、それを町としては認めていくという方向でおるから、こういう基準を設けるといふふうに私は解釈しているんですけども、現状、今、笠松町の場合は、保育所も幼稚園も待機児童がないんですね。待機児童がないときにこういったものを設けていくということは、笠松町の見通しとして、将来的にあふれてしまうということで、こういうものを認めないと待機児童が埋まってしまうということを考えてみえるのか、国が国の制度でこういった子供支援制度をやるから、笠松町としてもこういった条例をつくらなきゃならないというふうでつくってみえるのか、その辺、将来的な見通しはどのようなふうで考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 将来的な見通しということで、今現状、直ちに小規模保育事業等、こういった地域型保育事業をできる、あるいはやりたいという事業者の方は見えないうちはありますが、今後やはり社会環境の移り変わり、特にこの5年間で周りがそういった環境になれば、当然うちもこういうことをやりたいんだがという御相談が出てくると思いますし、こちらのほうの事業に移行すれば支援が受けられるということで、有利な面もあります。ただ、今回のこのような条例を規定するように、ある程度ハード面で整備していただいたりとか、人員体制で整備をしていただいたりしなければならないということで、そういったことも計画していただいてやっていくことになるのかなあと。

今回に限らず、保育の多様なニーズという形で、ある一定の現実には20人以上が保育所、幼稚園という形になるんですけども、もっと小さな集団で、きめ細やかな保育をしてほしいという保護者の願いがあれば、そういったことにも対応できるような体制はとっていかなければならないと、そういう意味で今回こういう条例規定をさせていただいたというところです。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今の説明で理解はできますけれども、もう1つ確認なんですが、先ほど申しましたように、今、待機児童がゼロの状態です。こういった基準を設けて、今、部長の説明が

あったように、5年先に、この笠松町といますか、周りがやり始めたら、私もやりたいと言って手を挙げてこられた方が見えた場合は、基準を満たせば認めていくということになるのではないかなあということをするんですけども、そういうことを笠松町としてはしていくということで理解していいのか。

そしてもう1つは、認可責任者、そういったやりたいという事業者に対しての認可は、笠松町がするのか岐阜県がするのか、それとも国の厚生労働省なり文科省がするのか、その辺もあわせて教えてほしいと思います。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 前段は議員御指摘のとおりで、もしやりたいということであれば、積極的に支援していかなければならない立場にあるのが今の現状です。

それで認可に関しましては、認可保育所というぐらいですので、今までどおり県が認可というものはしていくこととなります。ただし、今回、新たに創設されました地域型保育事業に関しましては、認可ということではなく、確認という用語を使うそうですけれども、それが町が実施主体になるということで、そのために地域型保育事業に関しましては、設備の基準まで設けておると。町がきっちり監査して適合するかどうかというのを確認して事業運営していただくという形になりますので、そういう意味では認可と言えるのかもしれませんが。

○議長（安田敏雄君） ほかに。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） それでは議案書の18ページ、いろいろ教えてほしいんですが、認定子ども園とはどういうものなのか、お願いします。

それから2つ目には、支給認定とありますが、これはどのような感じなのか、お願いいたします。

それから20ページには、申し込みの方法で、電磁的方法でどうこうというのが20ページの第5条の2のあたりにありますが、これについてを説明してください。

それから21ページですが、第6条で選考方法が書いてあると思いますが、これについても説明をお願いいたします。

そして、同じ6条の中で利用の申し込みはどこでやるのか。今、保育所の入所で言えば、福祉課が窓口になって申し込みをしているんだと思いますが、この場合にはどういうものになるのでしょうか。そして保育料では、支給認定に基づいて保護者が支給認定されたり、その子供を支給認定子供というふうに呼ぶとか、なかなか難しいのがありますが、もうちょっとそのあたりの仕組みについて教えてください。

それから22ページの第7条の2の終わりのほうですが、町が行う調整及び要請に対し、でき

る限り協力しなければならないという、その協力とはどんなことがこれについて考えられるのか、お尋ねします。そして認定証の発行とか、それから支給認定の有効期間、保育の必要量なども決めるようですが、それについてはどこが責任を持ってどうするのか、教えてください。

それから第10条ですが、保育する子供たちの心身の状況の把握をせよとありますが、市また小学校と連携をとるという11条など、このあたりについてはどのような取り組みになるのか、どこが監督するのか、お願いいたします。

それから23ページの第13条の3のところ、特定教育・保育施設は前2項の支払いを受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって当該特定教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができると。そうすると、今までの保育料プラス保護者が支払うものが出てくることになるのですか、そのことをお尋ねします。

それから25ページ、第14条、特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けるといろいろありますが、今までの保育料とどのように変わるのか、その全体像も説明してください。

それから、なかなか細かいことが言われているようでして、保育をしたり特定の教育をしたりした結果は公表してということがありますが、それは父兄に向かって公表するのか、上部機関に向かって公表するのでしょうか。または笠松町民に向かって公表するのでしょうか。

次に、説明資料の13ページですが、ここに要約はされているようだけれども、保育要求に基づいて大変細かい区切りが幾つかつくられているようだけれども、保育の内容に格差が出てくるのではないかと思います、どのような基準で大切な一人の日本の子供をするのか、その点はどのように考えられているのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時02分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野議員の質問に対して答弁を求めます。

岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、順番としまして、条の順番でいきたいと思っております。

最初、第2条の第2号ですか、認定こども園について、これは何かという話ですけれども、認定こども園法に基づく認定こども園なんです、砕いた言い方をしますと、保護者が働いて

いるかどうかにかかわらず、小学校就学前の子供に教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援としての相談活動や親子の集いの場の提供を行うなど、機能をあわせ持つ施設という定義になっております。

そして、次の第5条の内容及び手続の説明及び同意ですが、特に電磁的云々という話がありますけれども、昨今はやりのメールによって通知して、郵便での例えば通知文書とか紙ベースのものを省いてもいいよという措置を総体してCD-ROMとかいう場合も、そんなことが必要かという思いがありますけれども、いろんな方法を使っても大丈夫という、いわゆる紙ベースで通知を出して同意してとか、説明をして同意をもらうとかというアナログだけの話じゃなくて、電子的なやりとりもオーケーよというのが、これで一応解釈として運用ができる形になります。

そして、6条の正当な理由のない提供拒否の禁止等というところで、利用定員の総数を超える場合は、どうしても選考ということになりますので、その選考方法を記しておるんですけども、幼稚園の場合は基本方針で選考するよと。要するに幼稚園の独自の基本方針があると思えます。保育所に関しましては、当然保育に欠ける子の優先度というのがあると思われまので、認定基準の優先度、個々いろいろあると思えます。特に保育に欠ける理由が、多大である理由が一件審査によって判明した段階で優先順位をつけて選考していくと、定員外にこぼれた場合ですね。

町が調整及び要請ということで、第7条の2項で、そこであつせん、調整、要請という話になるんですけども、当然漏れたところは、どこどこの保育所で漏れれば、じゃあ同じ区域内に、笠松町としては区域を1カ所と設定しておりますから、ここがだめならあそこがあるということで、当然調整するし、保育所の側でも定員がまだ下回っておるから受け入れはオーケーよと当然協力していただければならないですし、情報提供もそうですね。相談支援もそうですね。そういったことを丸々含めての話をここでしておるということですね。

8条の支給認定という話ですけども、大前提として、今回の制度として、保護者の働く時間によって区分が変わるよということで支給認定をしていくという、個人給付の対象とするというサービスの概念を持ち込んでいますので、子ども手当のように支給認定するという、要するに保育のサービス料を支給認定するという形で、普通の標準保育時間の人と、それから短時間保育の人が出てくるということで、パート、アルバイトのように月に48時間から120時間未満のところは、短時間保育で8時間以内でしかおさまらないよという保育になっておるんですね。御夫婦で120時間以上働いておるようなところは、11時間が標準の保育時間になるという形で、そういう区分がされます。

10条の心身の状況の把握ということで、これは当然今までもやっておることを明文化しただけの話です。

それから11条で小学校との連携、これも今までとそんなには変わらないと思いますし、特に川島議員が質問されたようなことも含めて全体として連携をとっていくという、これも当たり前のことだと思います。特に変わりはありません。

それから、次の24ページの13条第3項ですか。特定教育・保育施設、特に肝となる部分が、保育の質の向上を上回る上で特に必要と認められる対価ということで、その事業を特色ある保育・教育としてやられる場合は当然経費がかかります。人件費もかかります。それが標準の価格より上回りますので、その差額は保育所独自で、あるいは幼稚園独自で取ってもいいよという考え方がここに記されておるという場合ですね。

あと、次が14条ですか。施設型給付費等の額に係る通知等ということで、法定代理受領。法定代理受領というのは先ほど申し上げたように、子ども手当と同じように個人給付という概念を施設型給付で持ち込んでおりますので、個人給付されるものは、法定代理受領で個人に渡らずに施設にそのままお支払いしますというところで、この法定代理受領という文言が出てきます。施設型給付の額を施設が通知するんですよということをここで言っております。要するに私はどれだけもらったのかなあということがわかるように、あくまで法定代理受領だからという形式をここでとるというものになります。実質的にお金は施設のほうに流れますということですね。

それから、次の26ページの16条ですか。評価。今はやりの外部評価、あるいは内部評価でもいいんですけども、それでもってプラン・ドウ・チェック・アクションでしたっけ、要するに常に改善をしてくださいというのは、児童福祉施設全般的に今取り組まれようとしている流れですので、その中でこれはごく自然のこととして加えられておる条項だと思いますが、これはあくまで努力規定ですので、絶対やらなければならないということはありませんが、ただ、よりよい施設を目指すならば、これはやっていくべきことなのかなあというふうには思います。

大体それぐらいだったと思います。抜けておるようでしたら、また御指摘のほうをお願いします。

〔発言する者あり〕

失礼しました。

資料の13ページのもとでの保育に差ができるんじゃないかという御指摘ですけど、ちょっと私、保育の差という意味がよくわからないんですけども、基本的にはそれぞれの特徴を生かして保育をしていただくという意味では、ある程度保育に差ができていいとは思いますが、その中で必要最低限の基準をクリアしていただければいいのかと。それを親さんが選択する権利がここに生まれてくるのではないかなというふうに考えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な説明、ありがとうございました。よくわかりました、大分。でも、まだ……。要するに、今までは町として保育料を納めて保育所で保育されて、そして延長をプラスしていたのが、今度は利用者、いわゆる保護者とそこの施設の経営者が契約を結んで、保育料やその保育園の特徴を生かすような余分な事業なども含めて契約して保育されていくと、そういうシステムになっているというのが、この支給認定とか給付とかという言葉でしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 大変失礼しました。私、大前提を申し上げるのを忘れておりました。

施設型給付は、確かに新制度で導入される新たな概念ではありますが、私立保育園につきましては、当分の間の措置として、この法定代理受領を選択しない。当然町が保育料を徴収するんですけども、それは変わりませんが、今までどおり委託費として保育所に支払いをする。ですから、この法定代理受領の概念は導入されません、まだ。これは新体系に移るよということで、事業者の選択によることになっております。幼稚園も完全に事業者が選択しなければ、旧体系のままで私学助成を受けて、今までと同じ幼稚園の教育サービスをされる。保育所に関しましても、今のところ施設型給付施設としての移行をしないという考え方でみえますので、法附則の6条なんですけれども、それに基づいて、考え方としては施設型給付なんですけれども、法定代理受領という形は出ないと。ただし、支給認定といいますか、1号認定、2号認定、3号認定という形で、そういったものにつきましてはしなければなりませんので、新制度に移行しなくても保育所の場合はそういう申請をしていただいて、1号、2号、3号という区分はします。あくまでどこの保育所に入りたいという入所希望申請も出していただいて入所決定も出していくというところで、ちょっと今過渡期ですので、非常に難しい部分ですけれども。

支給認定はそれでいいんですけども、原則論の話ですので、先ほどの上乘せに関しましては、別に支給認定じゃなくて保育所、あるいは幼稚園が独自でやられる事業ですので、それで経費加算分につきましては、そこが独自で徴収していただくという形になります。それが文言でちょっとうたわれております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） これは、だから、この条例について言えば、やはり保護者がここの保育所に入所が認定されれば、そこの保育料の形態に従って保育料を払っていくということですよ。

それで、例えばパートの方だと、あなたの場合はパートで週何時間ぐらいですので、5時間の保育のランクでしますよ。それから正雇用の方であれば、11時間の保育の内容でいきますよ

と、そういうこともこの条例で決まっているんでしょう。この条例の中に入っているんでしょう。入っていませんか。

もう1つ、私が心配している一つには、そうした形でパートの保育に欠ける子供さんの状況を、親が例えば夜勤のような場合で、夜の勤めの場合だと時間帯が違いますね。一般の保育は、今の現状でいくと8時から4時までが正規で、その後が延長保育であったり、早朝保育であったりした形で皆さんの要望を全うして保育は運営されていると思うんですが、それが今度はパートさんの状況や、保育をしてもらいたい方の状況によって、保育所の種類やいろいろ含めて変わってくるようなことにはなりませんか。そしてそこに、本来、その年齢の子供として8時間の保育の中で、人間として成長させていく内容が組まれて保育事業が行われていたと思いますが、そのあたりが随分違ってくるように思いますが、それは心配ありませんか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 済みません。ちょっと小出しになりますので、非常に恐縮なんです。保育料はまた別で設定するという形になりまして、議員が今御指摘のように短時間保育と標準保育では、当然単価が異なりますので、保育料は分かれます。今まで3歳以上と3歳未満と保育料が異なった形で2つの料金表がありましたが、今度は4つになります。なぜかと言うと標準保育時間の方の3歳未満と3歳以上の保育料、そして短時間保育の方の3歳以上の保育料と3歳未満の保育料という形で、厳密に言うと4つの項目といたしますか、縦ラインで横の所得階層、今度町民税によって判定されることになるんですけれども、その所得状況によって金額が変わるというもので、それで一応保育料のほうを町が徴収して、全体的な保育の費用から実質は徴収基準を引いた残った分の2分の1が国が負担をしてくれて、4分の1が県が負担をしてくれて、残った最後の4分の1は町が負担をするという、その仕組みについては特に財源構成的には変わっていません。ただ、公定価格というもので、今回改めて保育単価というものの見直しを国がされてみえますので、その部分については、若干単価としては上がるというふうに聞いております。

そんな中で、もう1度ですけれども、保育料については一切ここでは触れておりません。あくまで運営についてだけ。要するに事業者に対する運営の安全基準といたしますか、こういうことをやりなさいという基準での縛りをしておると。新たに今回創設される地域型保育事業に関しましては、設備に関しても足かせをして、町がきっちり監視しながら、先ほど議員が御指摘のような確認、認可というような形で見守っていくと。指導しながらサービスを提供していただくような体制をとっていくというものです。

実質、運営の規定なんかは、保育所に関しましては、4月から直ちにのっとなってやってもらわないかんというふうになるんですけれども、ただ、法定代理受領の部分はないので、そういう手続的なことも含めて、そういったことはまだ行われないと。だから、実質的には余り今と

は変わらない形でとりあえず4月からまたスタートするよと。若干保護者に対して出していた
だく書類がちょっとふえて、様式が変わってという形で今進められております。1号、2号、
3号の判定をしなければなりません、それで決定しなければなりませんので、その部分は確か
に細かい部分でちょっと変わりますが、全体的な流れとしては、そんなに変わらないです、
まずは。

○議長（安田敏雄君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 私は、この58号議案の解釈としては、要するに国のほうがこういう基準
をつくったということ、要は地方でもやりなさいというふうで、ただなただけだと思うん
ですけど、要するに東京のほうは待機児童が多いから、民間のそういったいろんな支援を受け
ないと子供を保育できないからということで、国のほうが要は是正していくというふうの意味
で私はとったんですけど、ただ、それが地方も新たなものができたらそういうふうやりなさ
いよというだけの法律ですよ、これって。ちょっと確認です。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 視点を変えれば、それも事実です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） ちょっと今まではお金の流れ的な法律の流れ的な話なんですけど、実際、
子供に何が行われるかという観点から、ちょっと質問したいと思います。

ここにあります特定教育と保育の違いをちょっと教えてください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

特定とついているもので、何か特別のようなふうに思われると思いますが、認定といいま
すか、施設型給付へ移行して行う事業者が就学前の児童に対する教育、いわゆる幼稚園教育が特
定教育で、保育につきましても、いわゆる保育ですね。認可保育所が行う保育。ただ、新制度
に移行した形で行われるものを特定というような形で区分をしておるようです。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そうすると、これ、ずうっと読んでいくと、特定教育と保育施設ということが並んで出てく
るということは、基本的な考え方として、今までのように保育所においても幼稚園でやって
いたような教育がそのまま実行できるようになるという解釈でいいんでしょうかね。違うんです

かね。

それは多分違うとは思いますが、例えばオプション教育なんかもそのままできるみたいなのが書いてありましたよね。別途料金をいただいてみたいなのが書いてあったと思うんですが、幼稚園教育要領によると、幼稚園での教育は保育をもって教育とするというふうに書いてあるんですが、純粋に子供たちを、例えば保育という形で伸び伸びと行かせたいという親と、早期教育をさせたいという親とあると思うんですが、同じように走ってしまうと、選び方が画一的なものしかなくなってしまわないかと思うんですが、その辺のところというのはどういうふうに変わっていくんでしょうか。ちょっとわからないので教えてください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 済みません。端的に申し上げますと、25ページの第15条の特定教育・保育の取り扱い方針というところにその指針が示されております。

1号の場合は、幼保連携型認定こども園の場合、2号の場合が、通常のいわゆる認定こども園の場合、そして3号が幼稚園、そして4号が保育所という形で、それぞれの国が示す指針といえますか、それに基づいて運営されますので、実体としてそんなに異なるものではないと考えております。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この新制度は保育の市場化を目指したもので、これまでは町の責任で保育を提供する現物給付でした。この制度を改めて、利用者、保護者と事業者の直接契約を基点にする給付の仕組みとなります。

新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設類型、定員20人以上に加え、地域型保育事業類型、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育など、19人以下の保育が導入されますが、日本の子供をこれまでは市町村の責任のもとで国とで行われたものが、まさに一業者に手渡されていく条例であると思います。ただ、これで保育がもうかる事業とは、私は思っておりませんので、こんなので実現できては困るし、また続かないだろうとは思っておりますけれども、現にこの条例はそれに見合わせてつくられたものと思いますので、反対をいたします。

○議長（安田敏雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決されました。

第59号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の14ページをお願いいたします。

小規模保育事業の中、非常に細かい避難所の階段までも規定されたりしておりますけれども、この乳幼児を保育する乳児室なども4階でもやってよいという条例になっておりますが、私は大変危険なことが含まれていますだけに、避難階段で済むことではないと思います。いざ、今そうした大震災やいろんなことがある中で、そうした位置づけにされているということが非常に問題だと思いますし、その資格についても、正規の保育士ではない方で進めてもよいことになったりしておりますので、私は問題だと思っておりますが、どのように考えられるのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 議員御指摘のとおり、非常にそういった危惧もあるなあというふうに、今、目からうろこのような気もしますが、ただ、現実問題、空き家といいますか、空きビルといいますか、そういうようなところで3階などで児童に対するサービス提供を行われてみえる事業所などもございますので、いろんな環境が考えられるのではないかなあと。ちょっと4階というビルが、本当に笠松町にそんなにたくさんあるかというのは、非常に検討の余地はあるかと思いますが、とりあえず今回は、画一的な形で最低基準としてこのような規定を設置させていただいたというふうで御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もちろん東京から始まって全国に対応する条例ですので、たまたま笠松町になっているところがあるというのは思いますけれど、やはり笠松町に合ったものに今後検討していくべきだと私は思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 今後、新制度がスタートする中で事業者等からの要望等もいろいろあるかと思えますし、今回のことでいろいろ問題点というのも今後検討していかなければいけない部分は整理しなければならないと思います。そういう意味では、今後十分検討していきたいと思えます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 家庭的保育事業の設備や運営に関する基準を定める条例ですが、この問題では2つあります。1つは、保育者の資格の要件の緩和がなされていること。それから、そのことによって保育される子供たちの内容に格差が生じるだろうという心配をいたします。そしてもう1点は、先ほど言いましたように、保育所として子供が安全に保育される条件が十分に備わっていないという点で反対をいたします。

○議長（安田敏雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

この際、2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時50分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第64号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

第66号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 今回で2度目の追加になるんですね。今回のことは県の防災関係でしたかね。何かそれがあるからそれを追加したいという話がありましたし、いろいろあるんですけども、こういった変更が何度も行われるというのが不思議でかなわないんですけども、設計の段階でそういったものというのはわからなかったのかということが1点と、今回2度目なんですけれども、何回も何回もやるということは、最初に入札をやった段階で、応札した業者が落札できなかった業者に対してはどういうふうなのか。例えば落札できなかった業者から、じゃあ私の落札価格でできますよということにもなってくるわけですね。最初、安い金額で落としておいて、次から次に追加追加追加という格好でやっていけばということにもなりかねないというふうに思いますが、その辺のちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 御質問の関係でございますが、前回の変更を行ったときには、いろんな設備、エレベーター等のそういった仕様についていろんな見直しを行って

変更をかけさせていただいたと。今回におきましては、例えば外部でいいますと、以前、空調や何かで使っておった井戸、ああいったものが使えるような状態ということが調査した結果わかったものですから、そういったものの利用、災害時などにおける給水なんかができるようにと、そういった部分。それと当初設計といえますのは、建物内部を設計士が全て調査しながら設計を行っておるわけですが、天井とか壁、躯体に一部手を入れたときにしかわからない部分等がございますので、そういった細部についての変更。それと事務室等で例えば照明の関係も一部ふやしてほしいと、職員からの要望と、それから事務効率の確保のためのコンセントの増設、そういったもの等々につきまして、最終的に微調整といえますか、そういった調整をさせてもらって変更をしたということになります。

それと、落札の関係でございますが、これは最終的には設計士のほうで変更金額を出しまして、最初に落札した落札率を掛けて変更額を算出しておりますので、当初の入札のときと同じ状況といえますか、落札についてはそのような状況になっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 設計のほうで再度、新たな工事のやつもまた見積もりといえますか、計算をやっているという話なんですけれども、最初に言いましたように、入札で業者を決定していくわけですね。落札業者が決まるわけですね。次から次へ新しい展開が出てくるということは、その時点では何も言っていないわけですね。いわゆる設計でこれで入札してくださいということで言っているわけですね。新たに工事をやっていく中で追加が出ますよなんていうことは一言も言っていないわけですね。落札した業者は、追加追加でこんなことはあかんということになると、次から次へと新しい工事をやらないかん。それにはお金もかかってくるということで、どんどん上乗せ上乗せというふうになっていくわけですので、そのあたりの入札のやり方というのが、本当にいいのかどうか。いわゆる最初に基本設計をやって、それから実施設計もやっていくわけですね。井戸が後から見つかったとか、それから天井の裏があけてみたら、これはまた追加でやらないかんとか、エレベーターの補修もやらないかんとかということが次から次から出てくると、逆にこういった耐震工事をやっている業者であるならば、その辺は知っているんじゃないかなと思うんですね。

例えば昭和40年代の前半にできた建物というのは、大体同じような形で作っていますので、アスベストも当然あるでしょうし、それから空調設備も悪くなってきているやろうし、となれば、今図面を見せてもらって応札をしましたね。その応札する時点では、多分これは追加が出るぞというような安易な気持ちで入札してくるんじゃないかなということと思うんですが、その辺での感覚はどうなんですか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 後からといいますか、設計の段階ではいろんな調査をしながら、先ほども申したとおり設計をしておるわけでございますが、そういったことに伴って、実際に工事が進んでいく中で、いろいろ設計段階ではわからなかったことといいますか、そういったことの必要が出てくる関係におきまして、それぞれ工程会議ということで、工事が進む段階によっていろんな打ち合わせを設計士も交えて行っております。そういった中で、この部分については、設計段階ではわからなかった部分が出たからこれを変更しますよということで行います。通常の他の工事におきまして、同じように内容が変わるときには指示書ということで出しまして、それによって金額が変更になる場合は、そういったもので変更契約を行うと。追加の場合もございますし、逆に言ったら減になる場合もございます。

それと先ほどのいろんな入札額の関係でございますが、逆に言いますと、こういった変更で増額した場合には、当初の入札率が非常に低く入札されたような場合、逆に言えば、その率でこういった変更額についても積算をいたしますから、業者にとってプラスになることばかりではなく、逆のケースもあり得るといふふうに理解してもらえると、と思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それは役場の言うことであって、業者にとってみればそんなことは計算済みですので、業者が損するということは全くないというふうに私は思います。

今さら工事をやっている最中で工事をとめるわけにはいきませんから、これで最後でしょうね。この金額で来年の完成まで行けるんですよ。それだけちょっと確認させてください。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 現段階では、これが最後の変更契約というふうに思っております。現段階ではということであります。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 済みません、1つだけ教えてください。

1つだけというか、この工事が非常に多岐にわたって、結構細部にわたって工事をしておるわけですが、工事の保証期間みたいなものはあるんですかね。例えば正規に工事をしているにもかかわらず、3カ月後に壊れてしまったんだけど、例えば天井が落ちてきたとか、こんなことはないとは思いますが、そういう場合の業者の責任はどこまで契約に入っているのか。例えば納期がおくれた場合にはどうなるのかとか、そういうことに関して保証とか、そういうことに関してはどのようになっていますか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 保証期間につきましては、機械設備と躯体でブレスを入れておる部分とか、それと衛生陶器とか、そういった物によって保証期間というのはそれぞれ違いますので、保証期間はございます。

それと例えば工事がおくれた場合ということですが、そういった場合には、契約の中で交わしている違約金というようなことになると思うんですが、そういったことがないようにそれぞれ日にちを決めて、工程会議をやって、工事の進捗状況を把握させていただいておるということですが。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この機会ですので、お聞きしておきたいんですが、エアコンの関係は、各階ごとに全館から変えたんですか。もう一遍、全体のどういうエアコンになってきたのか。それから今この議場におりましても非常に温度調整がきかないみたいなんですが、こういうあたりはどうなるのか、ちょっと説明してください。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 基本的には1階から3階、4階もエアコンの機能は同じでございますが、4階は、例えば議会事務局、それと正・副議長室、それと向こうの会議室ですね。そういったところは個別で運転ができるようにしております。職員のおる部分というのが、非常に少のうございますから、特に使うときだけそういった部屋のエアコンが機能できるようなふうに変えております。

それと温度調節でございますが、まだ新しい機械に入ってなかなかこういった調整、例えば温度を何度にするとかどのぐらいでというようなことがちょっとまだ把握ができておりませんので、温度的には、総務課の中で一括の集中管理盤がございまして、そこでの調整もできるようになっております。それと一つ一つの機械のほうでの温度の調節もできますが、部屋の大きさとか、例えば天井高のある部分なんかで、この温度にするとかどのぐらいきくのかというのがちょっとまだ把握ができませんもんで、ある程度なれたころにはそういった管理もできると思っております。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。納得してもらえたかね。

ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 歴史民俗資料館建設工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。大変御苦勞さんでございました。

延会 午後3時11分